

新型コロナウイルス感染症の相談窓口

国・県の相談窓口

医療的な相談について

県コールセンター

受付時間 24時間対応
電話番号 ☎ 078(362)9980

県の緊急事態措置について

県緊急事態措置コールセンター

受付時間 平日 午前9時—午後6時
電話番号 ☎ 078(362)9921

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

帰国者・接触者相談センター

受付時間 平日 午前9時—午後5時半
電話番号 ☎ (785)9437

自身の症状に不安がある場合

厚生労働省

受付時間 午前9時—午後9時
電話番号 ☎ 0120(565)653

市の相談窓口

総合窓口

危機管理課

受付時間 平日 午前9時—午後5時半
電話番号 ☎ (740)1145

感染症の相談について

健幸政策課

受付時間 平日 午前9時—午後5時半
電話番号 ☎ (758)4721

緊急経済対策について

緊急経済対策チーム

受付時間 平日 午前9時—午後5時半
電話番号 ☎ (744)6185

生活に困った人の相談について

地域福祉課

受付時間 平日 午前9時—午後5時半
電話番号 ☎ (740)1189

市ホームページ
はこちら



「間近で会話や発声をする密接場面」の「三つの密」に当てはまる場所は絶対に避けるよう注意してください。

感染防止のために、こまめに石けんでの手洗いや、アルコール消毒液などで手指を消毒してください。

また、外出時にはマスクを着用してください。咳やくしゃみをする時には、ティッシュ、ハンカチなどで口や鼻を押さえる、咳エチケットを行ってください。

関連する相談窓口など
市ホームページで情報発信

発熱が続く、喉の痛みや咳が止まらないなどの症状がある場合には、上表の県コールセンターや帰国者・接触者相談センターなどで相談してください。

今後、実施される緊急経済対策の手続きなどについては市ホームページに掲載します。

4月7日に緊急事態宣言が出されましたが、市民の皆さんも、不安な気持ちでお過ごしのことと思います。全職員一丸となり、市民の生命と生活を守るために、全力で取り組んでいくことを約束します。

私たちの最重要課題は地域医療を守ることです。市としても県、伊丹健康福祉事務所、市内の医療機関、市医師会などと連携し医療体制の維持に努めています。ただ、地域医療は行政や医療機関などの努力だけで守ることはできません。市民の皆さんの具体的な行動が必要です。

まずは、皆さん自身の健康維持が大切です。日常生活における感染予防は、決して特別なことではありません。日常生活の中で健康的な生活を送ることが医療機関の負担軽減につながります。

また、今までの生活の在り方や社会風土の変化が求められています。「体調不良の時は無理せずに休む」「混雑を避けて出勤する」などが当

難局を乗りきるために

り前になれば、結果的に感染拡大の防止につながります。

そして、何より大切なことは、地域医療の最前線で働いている医療従事者を市で支えることです。誤った情報や間違った認識に基づいた言動が、医療従事者やそのご家族を傷つけています。

たった今この瞬間も、医療従事者をはじめ多くの人々が、市民の生命や生活を守るために働いています。私自身も、そういった人々への感謝の気持ちを忘れずに、行動していきたいと思えます。

私たちの目標は、失われている「何気ない日常の幸せ」を一日も早く取り戻すことです。今こそ川西市の「市民力」でこの難局を乗り切りましょう。



緊急事態宣言後の対応 (4月17日現在)

市立学校の臨時休業や、公共施設の利用中止などの対策を実施。期間は5月6日(休)までを予定しています(状況により変更の場合あり)

市立小・中・養護学校の臨時休業

全ての市立学校を臨時休業。登校日は中止

市立幼稚園・保育所・認定こども園の臨時休業

全ての市立幼稚園・保育所・認定こども園を臨時休業。仕事を休むことが困難な場合などは受け入れを行います

公共施設の利用中止

公共施設の貸館業務、施設利用は中止

市主催の行事の中止・延期

市が主催する全ての行事などを中止または延期します

市職員の在宅勤務を推進

出勤者を削減するため、交代制による市職員の在宅勤務を進めます

急速に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
人との接触を減らし、不要不急の外出は控えるなど
引き続き協力をお願いします

「三つの密」に注意

新型コロナウイルス感染拡大防止のために

感染拡大防止のため 不要不急の外出を控えて

都市部などで急速な拡大を見せる新型コロナウイルス感染症。4月7日、国の対策本部が「緊急事態宣言」を発令しました。5月6日(休)まで市立学校などは臨時休業し、公共施設の貸館業務や施設の利用は中止。市主催の行事も中止または延期しています。

感染拡大防止のため、人との接触を避けるように心掛けてください。また、発熱など風邪の症状があるときは、無理をせず仕事を休むよう協力をお願いします。

できるだけ不要不急の外出は控えてください。どうしても外出しなければならぬ時には、「換気の悪い密閉空間」「多人数が集まる密集場所」

新たに相談窓口を開設

市商工会が経営相談などで支援

相談や補助金の申請などをサポート

市商工会では経営指導員による経営・労務・金融・税務・経理・取引などに関する相談をはじめ、さまざまな補助金申請のサポートなどを行っています。

市内事業者は誰でも相談可

「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。会員だけでなく市内事業者は誰でも受けることができますので、気軽に相談してください。業務時間は午前8時半—午後5時半。詳しくは同会事務局へ。その他の支援については同会ホームページへ。

市商工会
ホームページ



問い合わせ 市商工会事務局 ☎ (759)8222

生活に困っている人を支援

くらしとしごとの総合相談窓口を開設

収入が減少し困っている世帯などを対象に窓口を設置。当面の生活費などに活用できる貸し付けや家賃への支援などの相談を受け付けます。また、安全面に配慮し、電話やメールでの相談も行います。

日時=6月12日(金)までの午前9時—午後5時(受け付けは4時まで貸付相談は3時半まで)▷場所=市役所2階202会議室▷内容=地域福祉課や生活支援課、生活福祉資金の貸し付け担当の社会福祉協議会の職員が相談に対応。来所相談は感染予防のため予約制となります。メール☑ kawa0027s@city.kawanishi.lg.jp での相談可。

問い合わせ 地域福祉課 ☎ (744)6186(生活困窮・生活保護)
☎ (744)6187(資金貸し付け)